

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和5年3月

法務省大臣官房秘書課
企画再犯防止推進室

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある
国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討
平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立
外部有識者を含む検討会において検討
再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

法制定から5年間の振り返りと次期再犯防止推進計画の検討

再犯防止推進法（平成28年12月施行）

再犯の防止等に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたるもの

- 第1条～第5条 目的、定義、基本理念、国等の責務、連携・情報の提供等
- 第6条 再犯防止啓発月間（7月）
- 第7条～第8条 **再犯防止推進計画**、地方再犯防止推進計画
- 第9条 法制上の措置等
- 第10条 年次報告（再犯防止推進白書）
- 第11条～第24条 **基本的施策**

再犯防止推進法の施行状況の検討

○ 附則第2条（検討）

国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⇒ **令和3年12月に施行後5年を迎えており、施行状況の検討が必要**

再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

- 再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**政府が取り組むべき具体的な施策（再犯防止推進法第11条から第24条までの基本的施策に対応）を定めたもの**
- 同法第7条第6項により少なくとも5年ごとに見直すこととされ、**現計画の計画期間は令和4年度末までであるため、令和4年度中に計画の見直しが必要**

第二次再犯防止推進計画（案）（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

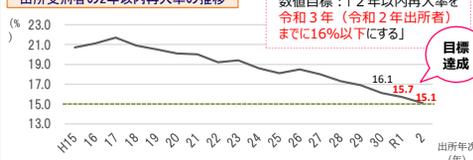
再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在留中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始（R3.10～）
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施（H30～R2）
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援（402団体が策定済み（R4.10.1））
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い」支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強化すること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保
 - 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施
- (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
- 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用を推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とための保護司に対する支援
- 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進

⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
- 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
- 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
- 保護観察所による罰執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 刑法創設者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者数及び再入率
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び3年以内再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再犯者数及び再犯率

「地域再犯防止推進モデル事業」(H30～R2)の成果や、地方公共団体との会議等(R3)の結果を踏まえ、第二次再犯防止推進計画（案）において整理している国・都道府県・市区町村の役割は以下のとおり。

国

- ・ 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。
- ・ 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。

都道府県

広域自治体として、

- ・ 市区町村職員に対する再犯防止に関する研修や域内のネットワークの構築など、市区町村に対する必要な支援を行う。
- ・ 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などを実施する。

市区町村

地域住民に最も身近な地方公共団体として、

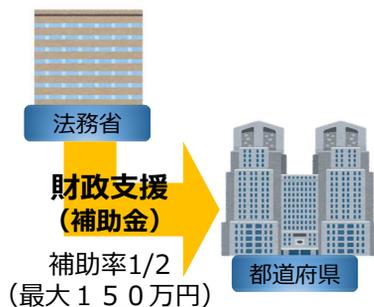
- ・ 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、特にこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

地域再犯防止推進事業について

背景

- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 国と地方公共団体の役割分担を明確化する中で、都道府県に担っていただく再犯防止施策を整理
- 都道府県において当該支援を継続して実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業イメージ



(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、
需用費（印刷製本費、消耗品費等）、
役務費（通信運搬費等）、委託料 等

< 事業内容 >

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施。

- (基礎自治体に対する) **施策の企画立案支援等**
 - ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
 - ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など
- (基礎自治体に対する) **理解促進・人材育成**
 - ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など
- (都道府県が行う) **直接支援**
就労・住居支援 / **専門的支援** / **相談支援** のいずれか1つを実施

I 全国会議

※令和4年7月11日開催

- ・ 地域再犯防止推進モデル事業において蓄積された成果や課題などについて、全国の地方公共団体での把握・理解の促進を進める。

II ブロック別協議会

※令和4年11月～令和5年2月開催

- ・ 全国会議の開催を受け、全国6ブロックにおいて、再犯防止の取組を進める地方公共団体に対し、情報提供や意見交換等を行う。

地方再犯防止推進計画等の策定状況（R4.10.1現在）

※法務省調べ
（各都道府県、指定都市からの回答に基づく）

策定済み（条例の制定を含む）：402 団体

・ 都道府県：47 団体

※ 奈良県は、「奈良県更生支援の推進に関する条例」を制定

・ 指定都市：18 団体 ※以下太字

・ その他の市町村（特別区を含む）：337 団体

※ 奈良県五條市は、条例を制定

※ 兵庫県明石市及び奈良県奈良市は条例を制定の上、計画を策定

甲信越・中部地方（67市町村）

- 新潟県：新潟市、長岡市、村上市、糸魚川市、南魚沼市
富山県：高岡市、砺波市、射水市、氷見市、滑川市、魚津市、南砺市
上市町、舟橋村
石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、羽咋市
白山市、能美市、野々市市
福井県：福井市、大野市、鯖江市、小浜市、越前町
山梨県：笛吹市、小菅村
長野県：長野市、松本市、岡谷市、須坂市、千曲市、駒ヶ根市、飯綱町、南箕輪村
岐阜県：岐阜市、多治見市、美濃市、美濃加茂市、土岐市
各務原市、瑞穂市、下呂市、海津市、富加町、七宗町、白川町、笠松町
静岡県：静岡市、浜松市、御殿場市
愛知県：名古屋市長、豊橋市、みよし市、豊田市、知立市、岡崎市
三重県：津市、四日市市、伊勢市、名張市、志摩市、亀山市、多気町

中国・四国地方（94市町村）

- 鳥取県：鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、智頭町、湯梨浜町
島根県：松江市、大田市、安来市、浜田市、出雲市、邑南町
岡山県：岡山市、玉野市、久米南町
広島県：広島市、三原市、尾道市、大竹市、廿日市市、呉市
竹原市、福山市、東広島市、江田島市、庄原市、熊野町
坂町、世羅町
山口県：山口市、下関市、宇部市、防府市
下松市、岩国市、光市、柳井市、美祿市
周南市、山陽小野田市、長門市、萩市、周防大島町
和木町、平生町、上関町、田布施町
徳島県：徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、東みよし町、上板町
香川県：高松市、丸亀市、善通寺市、宇多津町、直島町、多度津町
三木町、土庄町
愛媛県：松山市、今治市、新居浜市、西予市
東温市、宇和島市、四国中央市、内子町、松野町、愛南町
高知県：高知市、室戸市、香南市、安芸市、南国市、宿毛市、土佐清水市、橋原町
安田町、大豊町、いの町、津野町、中土佐町、大月町、仁淀川町、馬路村、日高村、芸西村

※離島を除く



北海道・東北地方（41市町村）

- 北海道：小樽市、帯広市、北見市、苫小牧市、北広島市
登別市、士別市、名寄市、留萌市、函館市
浦幌町、本別町
青森県：八戸市、おいらせ町、鶴田町、鯉ヶ沢町、風間浦村
岩手県：盛岡市、久慈市、北上市、花巻市、岩手町
宮城県：仙台市、名取市、多賀城市、大崎市
石巻市、栗原市
秋田県：秋田市、男鹿市、鹿角市、大仙市
にかほ市、由利本荘市、美郷町、小坂町
山形県：山形市、酒田市
福島県：福島市、伊達市、小野町

関東地方（64市町村）

- 栃木県：宇都宮市、栃木市、さくら市、鹿沼市、下野市、野木町
群馬県：前橋市、館林市、富岡市、安中市、伊勢崎市、みどり市
明和町、邑楽町、吉岡町、甘楽町、みなかみ町、東吾妻町
嬬恋村
埼玉県：さいたま市、川越市、越谷市、朝霞市、志木市、白岡市
幸手市、吉川市、三芳町、川島町、吉見町、ときわ町
美里町
千葉県：南房総市、東金市
東京都：千代田区、墨田区、荒川区、葛飾区、大田区
中野区、豊島区、八王子市、府中市
国分寺市、福生市、武蔵村山市、昭島市
町田市、日野市、多摩市、稲城市、瑞穂町
日の出町
神奈川県：横浜市長、川崎市、相模原市長、鎌倉市長、藤沢市長
厚木市長、座間市長、南足柄市長、開成町、湯河原町
愛川町

近畿地方（48市町村）

- 滋賀県：大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市
草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市
高島市、東近江市、白野町
京都府：京都市、宇治市、舞鶴市
大阪府：大阪市、堺市、豊中市、高槻市、茨木市
泉佐野市、寝屋川市、河内長野市
柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市
高石市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市
泉南市長、東大阪市長、吹田市、富田林市長、岸和田市長
箕面市長、忠岡町
兵庫県：神戸市長、明石市長(※)、加古川市長、姫路市長
三木市長、芦屋市長、尼崎市長
奈良県：奈良市長(※)、五條市長(※)
和歌山県：みなべ町

九州地方（41市町村）

- 福岡県：福岡市長、北九州市、春日市長、糸島市長
田川市長、宇美町、志免町、遠賀町
添田町
佐賀県：伊万里市長、吉野ヶ里町、有田町
長崎県：長崎市長、西海市、雲仙市長、諫早市長
壱岐市長、長与町
大分県：大分市長、白杵市長、竹田市長
豊後大野市長、中津市長
熊本県：熊本市
宮崎県：えびの市長、日南市長、小林市長、川南町
日之影町、五ヶ瀬町、高鍋町
都農町、新富町、高原町、椎葉村
鹿児島県：鹿児島市長、奄美市長
東串良町
沖縄県：うるま市長、北大東村、多良間町

※ 奈良県五條市は、条例を制定
※ 兵庫県明石市及び奈良県奈良市は条例を制定の上、計画を策定